［略］			
〃	93,280	三原　順子	横浜市
［略］			
〃	184,740	三原　順子	横浜市
［略］			
〃	75,290	三原　順子	横浜市
［略］			
〃	149,520	三原　順子	横浜市
［略］			
〃	115,920	三原　順子	横浜市
［略］			
〃	56,790	三原　順子	横浜市
［略］			
〃	99,180	三原　順子	横浜市
［略］			
〃	149,320	三原　順子	横浜市
［略］			
〃	165,580	三原　順子	横浜市
［略］			
［9・10　略］			

［同左］			
〃	93,280	三原　順子	川崎市
［同左］			
〃	184,740	三原　順子	川崎市
［同左］			
〃	75,290	三原　順子	川崎市
［同左］			
〃	149,520	三原　順子	川崎市
［同左］			
〃	115,920	三原　順子	川崎市
［同左］			
〃	56,790	三原　順子	川崎市
［同左］			
〃	99,180	三原　順子	川崎市
［同左］			
〃	149,320	三原　順子	川崎市
［同左］			
〃	165,580	三原　順子	川崎市
［同左］			
［9・10　同左］			

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第百八十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項の規定により提出された支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、自由民主党から訂正の報告があったので、令和三年総務省告示第三百三十四号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年六月三日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、訂正前欄及び訂正後欄に対して掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨（以下「対象要旨」という。）は、訂正前欄に掲げる対象要旨を訂正後欄に掲げる対象要旨として移動し、訂正前欄に掲げる対象要旨で訂正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、訂正後欄に掲げる対象要旨で訂正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

訂正後	訂正前
〔自由民主党〕 **支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）**	〔自由民主党〕 **支部政党交付金に係る報告書の要旨（各支部分）**
自由民主党広島県第三選挙区支部	**自由民主党広島県第三選挙区支部** （関係書類が押収されているため、使途等の内訳が記載できない旨、報告があった。）
［略］	［同左］
［1　略］	［1　同左］
［削る］	2　前年末支部基金残高　不明